広報 皆さんと村を結ぶ架け橋

しむかっぷ

6
2024
No.798

放水はじめ！

TOPIC

▶ 森林環境譲与税の活用状況

森林環境税と森林環境譲与税の仕組みや、森林環境譲与税を活用して実施した事業についてお知らせします。

▶ 最終処分場の維持管理状況

埋立ごみの量に着目し、一般廃棄物最終処分場の維持管理状況についてお知らせします。

自然体感占冠
Shimukappu/Hokkaido

森林環境譲与税の活用状況

～豊かな森林（もり）を次世代につなぐために～

総面積の約９割を森林が占める占冠村。豊富な森林資源を有するこの村では、古くから林業が基幹産業の一翼を担っており、地域の発展に大きく関わってきました。

森林には、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減や、土砂崩れなど自然災害の防止、水資源の貯蓄・浄水、木材をはじめとする林産物の供給など、私たちの生活を支えるさまざまな役割があります。

このような森林の役割が将来にわたって健やかに発揮されるようにと、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が平成31年３月に成立し、これに基づき「森林環境税」と「森林環境譲与税」が創設されました。

市町村や都道府県は、森林環境譲与税を有効に活用しながら、適切な森林整備やその促進につながる取り組みを実施しています。

森林環境税・森林環境譲与税の仕組み

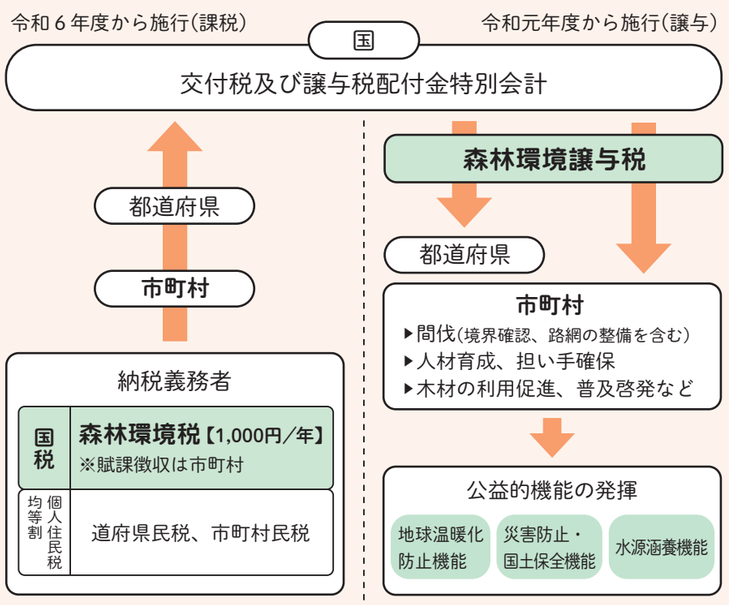

森林環境税と森林環境譲与税

森林環境税

森林環境税は、国内に住所を有する個人に対して令和6年度から課税される国税です。市町村において、個人住民税均等割と併せて１人年額1,000円が課税されます。

森林環境譲与税

森林環境譲与税は、市町村による森林の整備やその促進に関する事業に充てられる財源です。都道府県は市町村の支援を行うこととされています。令和元年度から市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数および人口による基準で按分して譲与されています。

森林環境譲与税の活用事業

※令和５年度事業の決算額は、決算審査終了後に改めて公表予定です。

私有林整備

◆民有林育成促進対策事業

占冠村森林整備計画に基づき、森林整備を行う小規模の森林所有者および森林組合に対し、森林整備に係る実行経費の補助残２分の１以内を助成するもの。

▶ 決算額 ：【R2】798千円、【R3】693千円、【R4】695千円
【R5】545千円（予定）

◆作業道の整備補修事業

計画的な森林整備を実施するため、作業道の補修を行うもの。
（R6実施予定）

タンネナイの作業道

◆地域林業振興事業

森林施業プランナーが集約化した施業予定地内（おおむね15ha以上）において、高性能林業機械を活用した皆伐作業を主体として複数の保育作業（公共対象外の根踏み、下枝落とし、除伐）を組み合わせて実施する事業者に対し、実行経費の一部を補助するもの。

作業イメージ

▶ 決算額 ：【R4】863千円、【R5】0円（予定）

◆公有林整備事業

植栽苗木が枯死した被害地について、改植を実施することにより更新を図るもの。（R6実施予定）

担い手確保

◆林業労働者退職金共済制度補助事業

村に住所を有する林業従事者を雇用する事業体に対し、林業労働者退職金共済制度（林退共）の掛け金における事業主負担分の２分の１を補助することにより、事業主の負担軽減と林業労働者の福祉向上を図るもの。

▶ 決算額 ：【R2】415千円、【R3】465千円、【R4】438千円
【R5】491千円（予定）

◆林業担い手対策事業

一定の要件を満たす林業就業者を雇用した事業体に対し、技術指導補助金（1,000円/人日、年間150日程度）および住宅補助金（10,000～20,000円/人月）を交付するもの。

▶ 決算額 ：【R4】218千円、【R5】360千円（予定）

◆北海道林業・木材産業人材育成支援協議会賛助金

道立北の森づくり専門学院生の就学支援等の人材育成に取り組む同協議会に加入し、財政支援（賛助金）を行うもの。

▶ 決算額 ：【R2】50千円、【R3】50千円、【R4】50千円
【R5】50千円（予定）

◆林業労働安全推進事業

一定の要件を満たす林業就業者を雇用した事業者に対し、安全装備品の購入および蜂毒アレルギー防止対策（エピペン処方）に係る費用の一部を補助するもの。

エピペン

▶ 決算額 ：【R4】140千円、【R5】164千円（予定）

基金積立

◆森林環境譲与税基金積立

林業整備事業などの実施費用に充当するため、基金の積み立てを行うもの。

▶ 決算額 ：【R1】2,352千円、【R2】5,000千円
【R3】5,092千円、【R4】6,000千円
【R5】6,000千円（予定）

「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、森林環境譲与税の使途を村のホームページにて公表しています。

村ホームページ

木質バイオマス利用促進

◆木質バイオマスエネルギー導入促進事業

豊富な森林資源を再生可能エネルギーとする木質バイオマスの利活用を促進し、「ゼロ・カーボン北海道」の構築と地域経済の活性化を図ることを目的に、「薪ストーブ」「薪ボイラー」の購入や設置のほか、その燃料である「薪」の購入に対して費用の一部を補助するもの。

薪ストーブ

▶ 決算額 ：【R2】377千円、【R3】346千円
【R4】1,245千円、【R5】369千円（予定）

最終処分場の維持管理状況

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、占冠村一般廃棄物最終処分場の維持管理状況をお知らせします。

問　建設課環境衛生担当
☎　56 - 2173

占冠村一般廃棄物最終処分場の延命化を図るため令和３年度にかさ上げ工事を行い、最終処分場の残余年数（満杯になるまでの期間）を令和16年６月まで延ばすことができました。それに伴い、最終処分場に搬入されるごみの重量を計測する大型の計量器「トラックスケール」を導入しており、令和４年度からは埋め立て処分の適正な計測と管理に加え、処分量の将来的な推計が可能となっています。

とはいえ、最終処分場のスペースには限りがあり、ごみの量が減少しなければ予定よりも早く満杯になってしまう可能性も否定できません。最終処分場をできるだけ長く運用していくためにも、村民の皆さん一人一人のご理解とご協力が必要です。

▲ごみを積んでいる車両ごと重量を計測。積んだ状態と降ろした後の計２回計測し、その差によって搬入されたごみの重量を算出します。

最終処分場の維持管理状況 〈埋立ごみの量のみ抜粋〉

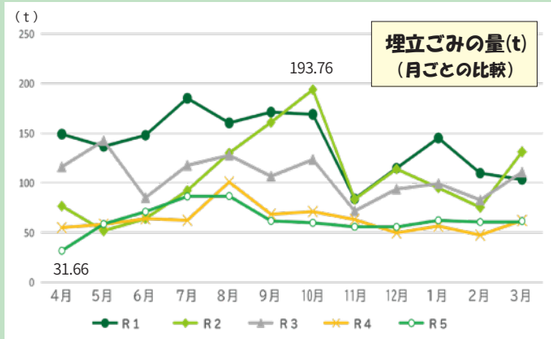

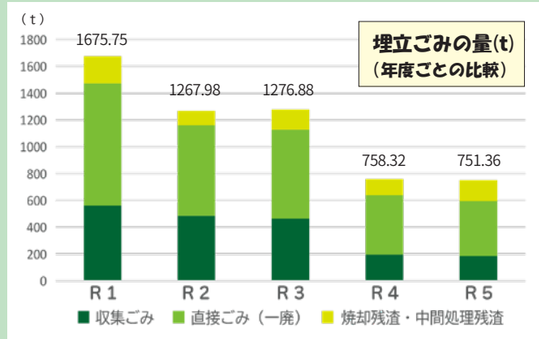

▶ より詳しいデータについては、村のホームページで公表していますのでご確認ください。

＼Check!!／

村ホームページ

4R運動の展開にご協力を！

ごみの増大は、地球温暖化をはじめとするさまざまな環境問題を引き起こします。できるだけ環境に負荷をかけない循環型社会を構築するためにも、皆さん一人一人による「４R運動」の展開が必要です！

＊4Rは循環型社会のキーワード＊

Refuse（リフューズ）	Reduce（リデュース）	Reuse（リユース）	Recycle（リサイクル）
【発生回避】要らないものは断ろう！	【排出抑制】ごみを減らそう！	【再使用】繰り返し使おう！	【再資源化】再び資源として利用しよう！

一般廃棄物最終処分場

開 場 日：月曜日・木曜日
開場時間：午前９時～午後３時
住　　所：字下トマム
電話番号：58 - 1014 (管理棟)

最終処分場にごみを直接搬入される場合は、現地にいる管理人の指示に従い手続きを行ってください。

なお、ごみのさらなる減量化・資源化を進めていくため令和５年４月から処理手数料を徴収しています。

手数料 **3,125円**
【300kg当たりの料金】

手数料の徴収について
トラックスケールでごみの重量を計測し、**１日の搬入量が300kg以上**の場合に手数料を徴収します。

令和６年度 行政区長のご紹介

4月19日（金）に行政区長会議が行われ、令和６年度の行政区長が次の通り決定しました。

皆さんと行政を結ぶパイプ役を担っていただく行政区長をご紹介します。

双珠別　**藤岡 幸次さん**
美園　**森 貴之さん**
中央第二　**鈴木 雅士さん**
占冠第一　**橘 英昭さん**
宮下　**稲田 實さん**
占冠市街　**八木 康裕さん**
本通　**窪田 敏雄さん**
上トマム第一　**船橋 章さん**
千歳　**児玉 眞澄さん**
上トマム第二　**安居 明美さん**
高台　**安田 大吾さん**
中トマム　**伊藤 修さん**

問　総務課総務担当　☎　56 - 2121

赤い羽根共同募金
占冠村限定 ご当地ピンバッジ

2024年度版のご当地ピンバッジが完成しました！
今回のデザイン考案者は村内在住のペンネーム「小学３年のクリオネ」さん。
占冠村のご当地キャラクター「しむかっぴー」と、村ではお馴染みの野生動物であるエゾシカが仲良く並んでいる様子が描かれたデザインです。

募金500円につき１個進呈

制作費を除いた金額が寄付され、占冠村の地域福祉推進のために使われるほか、北海道広域での災害準備金や車両購入助成金として積み立てられます。
皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。

【頒布場所】
- 占冠村社会福祉協議会事務所
  ☎　56 - 2700
- 占冠・村づくり観光協会（道の駅内）
  ☎　39 - 8010

問　占冠村共同募金委員会（社会福祉協議会）
☎　56 - 2700

第50回 占冠村 ふるさと祭り

開催日　8月10日(土)、11日(日・祝)

場　所　占冠村農村公園　今年の開催は第2土曜日と日曜日!!

今年で50周年を迎えるふるさと祭りにお呼びした特別ゲストは、大物演歌歌手の「水谷千重子さん」と歌手や女優、タレントとして活躍している「はいだしょうこさん」です！
お祭りの情報は随時更新していきますのでお見逃しなく!!

特別ゲスト

水谷千重子さん

はいだしょうこさん

※お二人のご登場は11日(日・祝)のみ。

4/19・23（金・火）

村 地域貢献事業に感謝いたします
道清掃ボランティア

株式会社川端組（馬瀬戸祐則代表取締役）が、地域貢献事業として村道の清掃ボランティアを実施しました。この作業により、冬期間に使用していた滑り止めの砂利等が取り除かれて環境美化につながったほか、歩行者や自転車に乗る方の転倒リスクが軽減されました。地域住民の安全のために環境整備を実施していただき、誠にありがとうございました。

4/25（木）

清 健康で生きがいのある人生を
流大学入学式・始業式

占冠村コミュニティプラザで占冠村清流大学の入学式・始業式が執り行われました。今年は新入生が１人加わり、院生・研究生になった方が１人ずつの計 18 人で新年度をスタートさせました。生涯健康で楽しく過ごしていくためにも、何事にも興味を持ち、学び続ける姿勢が大切です。一般の方も参加可能な公開講座などもありますので、皆さんもぜひご参加ください。

5/9（木）

雲 北海道を代表する絶景スポット
海テラスがオープン

星野リゾート　トマムで「雲海テラス」のオープニングセレモニーが開催され、445 人の来場者でにぎわいました。あいにくの天気で眼下に雲海を望むことはできませんでしたが、この時期にしては珍しく霧氷が見られたり、来場者らが雲に見立てたシャボン玉を飛ばすと幻想的な光景が広がりました。占冠自慢の絶景スポットで特別なひとときを過ごしてみませんか？

4/26（金）・5/2（木）

交 交通事故に遭わないために
通安全教室で意識向上を

４月 26 日に占冠中央小学校、５月２日にトマム学校で交通安全教室が開催されました。子どもたちは、駐在所の方や交通指導員らに見守られながら、自転車の安全な乗り方や信号機の確認、横断歩道の渡り方など交通マナーやルールについて学びました。今回学んだことを忘れず、これからも交通事故に遭わないよう気を付けて行動しましょう。

5/15（水）

放 火元に向かって狙いを定めて
水体験で消防士気分

占冠保育所の園児を対象に、消防士の仕事や火災予防について知ってもらうことを目的として放水体験が行われました。園児たちは、消防職員のサポートを受けながら１人ずつ的に向かって放水を実施。勢いよく飛び出す水に興奮気味の様子でした。放水体験後は消防士の衣装を着て記念撮影を行うなど、消防士気分を存分に味わうことができたようです。

5/11（土）

双 春の心地良い風を感じながら
珠別お花見ウォーキング

公民館事業「双珠別を味わおう！お花見ウォーキング」が行われ、参加した６人がのどかな双珠別で春のウォーキングを楽しみました。ガイドの細谷誠さんから双珠別の歴史にまつわるお話や、道端に自生している数多くの山野草、食べられる山菜やその食べ方などについて説明があると、参加者は興味深く耳を傾けていました。

5/16・17（木・金）

山 地域の宝「山菜」を深掘り
菜教室で旬を味わう

占冠中学校３年生を対象とした授業「山菜教室」が２日間にわたって実施されました。生徒たちは、地域ボランティアの方々に指導を受けながら、初日は占冠中央スキー場周辺で山菜採りを、２日目は山菜を天ぷらやおひたしなどに調理しました。地域の宝「山菜」を五感で味わった生徒たち。この体験を通じて占冠の魅力を再発見できたのではないでしょうか。

令和６年４月分からの年金額等について

令和６年４月分（６月14日(金) 支払い分）からの年金額

法律の規定により、令和５年度支給額より原則2.7％の引き上げになります（68歳以上の方は1.9％引き上げ）。なお、令和６年４月分以降の年金額が全額支給停止となる方などは、５月15日(水)に支払われます。

	令和６年度（月額）	令和５年度（月額）
国民年金（老齢年金（満額））	**68,000円**	**66,250円**

年金生活者支援給付金の支給金額

年金生活者支援給付金の給付基準額は、物価の変動に応じて毎年度改定を行う仕組みとなっており、令和６年度は昨年度から3.2%の増額改定となります。

	令和６年度（月額）	令和５年度（月額）
老齢年金生活者支援給付金	**5,310円（※１）**	**5,140円（※１）**
障害年金生活者支援給付金	**１級　6,638円**	**１級　6,425円**
	２級　5,310円	**２級　5,140円**
遺族年金生活者支援給付金	**5,310円（※２）**	**5,140円（※２）**

※１　実際の金額は、保険料納付済期間や保険料免除期間等に応じて算出されます。
※２　２人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合、基準額を子の数で割った金額がそれぞれに支払われます。

国民年金保険料「学生納付特例制度」のご案内

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修学年限１年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。**（承認期間：４月から翌年３月まで）**

《所得の目安となる計算式》

128万円（令和２年度以前は118万円）＋｛扶養親族等の数×38万円｝＋社会保険料控除等

なお、令和５年度に保険料納付を猶予されている方で、令和６年度も引き続き在学予定の方には、４月上旬にはがき形式の「学生納付特例申請書」を送付しています。引き続き同一の学校に在学されている方は、この申請書に必要事項を記入し返送することで、令和６年度の申請ができます。（在学証明書または学生証の写しの添付は不要）

また、令和６年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は、納付書を送付しますので、お近くの年金事務所にご連絡ください。

申請窓口

- 役場戸籍担当窓口、トマム支所窓口
- お近くの年金事務所
- 在学する大学等の窓口(学生納付特例の代行事務許認可校のみ)

詳しくは、日本年金機構のホームページをご確認ください。

日本年金機構　検索

問　住民課戸籍担当　☎　56 - 2123

令和６年度の保険料等について

◆ 令和６年度の保険料額は６月に個別にお知らせします ◆

《保険料の計算方法》

均等割	＋	所得割	＝	１年間の保険料
【１人当たりの保険料】 **52,953円**		【本人の所得に応じた額】（令和５年中の所得－最大43万円） × **11.79%**		【限度額80万円】（100円未満切り捨て）

- １年間の保険料の上限額は、80万円です。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※「所得」とは前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。
※前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

令和６年度には限度額と所得割額について【激変緩和措置】があります
◎「令和６年３月末日までに75歳に到達して資格取得した方」および「障害認定で資格取得した方」は、令和６年度の賦課限度額を73万円とします。
◎ 令和６年度の賦課のもととなる所得金額が58万円を超えない方は、所得割率10.92%として算定します。

保険料の軽減

１　均等割の軽減

軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。昭和34年１月１日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件（世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額）	均等割の軽減割合 令和６年度
43万円＋10万円×(給与所得者等の数－１)	７割
43万円＋(29万５千円×世帯の被保険者数)＋10万円×(給与所得者等の数－１)	５割
43万円＋(54万円５千円×世帯の被保険者数)＋10万円×(給与所得者等の数－１)	２割

※給与所得者等とは
- **給与等の収入金額が55万円を超える方**
- **公的年金の収入金額が60万円(65歳未満)、125万円(65歳以上)を超える方**

のいずれかに該当する方です。

２　被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から２年を経過していない期間のみ均等割が５割軽減となります。(52,953円→26,476円)

※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

保険料のお支払い方法

保険料の納め方は、原則「年金天引き」です。(申し出によって「口座振替」も可能)

ただし、次の（１)～（３）のいずれかに当てはまる方は「年金天引き」の対象となりませんので、「納付書」または「口座振替」にてお納めください。

（１）介護保険料が「年金天引き」されていない方（年金額が年額18万円未満の方）
（２）介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が天引きされている年金の受給額の半分を超える方
（３）新たに制度に加入された方の半年の期間

※社会保険料控除は、「年金天引き」の方は本人に、「口座振替」の方は口座名義人に適用されます。

保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、役場住民課後期高齢者医療担当へご相談ください。

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し保険料のお支払いが困難な場合は、保険料の減免を受けられる場合があります。

問　北海道後期高齢者医療広域連合　☎　011 - 290 - 5601　住民課後期高齢者医療担当　☎　56 - 2122

令和６年度の個人村道民税（住民税）の定額減税について

日本経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和６年度税制改正において「令和６年度の個人村道民税（住民税）所得割額」から定額による減税が実施されることになりました。

対象者　**前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者**

減税額

１．納税者本人 ･･･ １万円

２．控除対象配偶者または扶養親族 ･･･ １人につき１万円

【注意事項】
①定額減税の対象者は、国内に住所を有する方に限ります。
②同一生計配偶者および扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。
③控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和７年度分の個人住民税において１万円の定額減税が行われます。

徴収方法（令和６年度分）

１　給与所得に係る特別徴収（給与所得者の方）

徴収開始月の令和６年６月分は徴収されず、定額減税「**後**」の税額が令和６年７月分～令和７年５月分の11カ月分割で徴収します。

２　普通徴収（事業所得者等の方）

定額減税「**前**」の税額を基に算出された第１期分（令和６年６月分）の税額から控除され、控除しきれない場合は、第２期分（令和６年９月分）以降の税額から順次控除します。

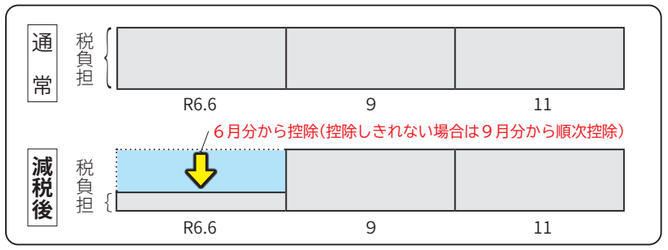

３　公的年金等の所得に係る特別徴収（年金所得者の方）

定額減税「**前**」の税額を基に算出された令和６年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和６年12月分以降の特別徴収税額から順次控除します。

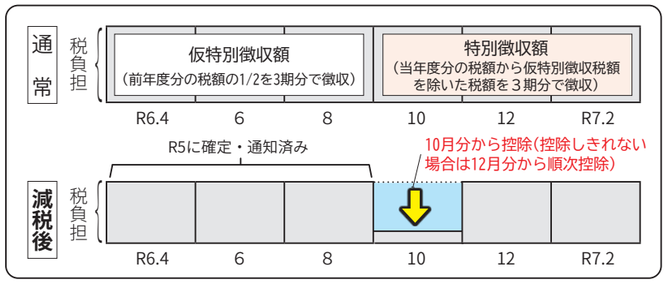

その他

- 定額減税は、ほかの所得控除の額を控除した後の所得割の額から行います。
- 減税しきれない場合は、別途給付金(調整給付)が支給されます。給付金の詳細は内閣官房ホームページ**「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」**をご参照ください。
- 所得税（国税）の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ**「定額減税特設サイト」**をご参照ください。

問　総務課税務担当　☎　56 - 2121

生涯学習の窓

教育･文化･スポーツのホットな情報をお届けします
問　教育委員会社会教育担当　☎　56 - 2183

村民スポーツレクリエーション大会のお知らせ

今年も村の一大イベント「村民スポーツレクリエーション大会」を開催します。子どもからお年寄りまで幅広い年齢層の方が楽しめる競技種目が盛りだくさんです。ぜひご参加ください。

- 日　　時：７月７日(日) 午前９時～午後12時30分(予定)
- 場　　所：占冠中央小学校グラウンド
- 競技種目：ゴルゲート、超障害物競争(小学生対象)、新ぼくもわたしも(幼児対象)、ただいま断水中、紅白玉よけ、綱引き、世代間交流、村民リレー

社会教育担当
三ツ谷（みつや）　陸翔（りくと）

令和５年度の生涯学習活動のご紹介

占冠村教育委員会では、第８次社会教育中期計画に基づいて毎年趣向を凝らした生涯学習活動を実施しています。令和５年度に行った活動の様子を村のホームページで写真とともに掲載しています。ぜひご覧ください。

村ホームページ

こんにちは 保健師です

皆さんが健康で元気に過ごすための役立つ情報をお届けします
問　地域包括支援センター(福祉子育て支援課)　☎　56 - 2022

介護予防・日常生活支援総合事業について

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）とは、市町村が行う地域支援事業の一つで、65歳以上の方を対象にさまざまなサービスを提供する事業です。生活機能の低下が見られるなど介護予防や生活支援の必要な方が利用できる「介護予防・生活支援サービス」と、65歳以上の方ならどなたでも利用できる「一般介護予防事業」の２種類があります。

介護予防・生活支援サービス事業

対象

◎要介護認定で「要支援１・２」と認定された方
◎村が行う「基本チェックリスト」で生活機能の低下が認められた方

サービスの種類

- **訪問型サービス**
  ホームヘルパー等が利用者宅を訪問し、炊事や掃除、洗濯などの支援を行います。
- **通所型サービス**
  通所介護施設で入浴や食事などの支援が受けられます。
- **その他の生活支援サービス**

※村では、占冠村社会福祉協議会に委託して「ふれあい訪問サービス」を実施しています。

一般介護予防事業

対象

65歳以上の全ての高齢者

サービスの種類

高齢者ができる限り自立した生活を維持し、介護が必要な状態になることを予防するための取り組みを行っています。主に指導教室等へ通いで参加することができます。

- **筋力向上**
- **口くう機能向上**
- **栄養改善**
- **閉じこもりや認知症、うつ病の予防・支援など**

※村では、占冠村社会福祉協議会に委託して「お元気さんくらぶ」を実施しています。（毎週火曜日）

村道民税 第１期納期限について

村道民税を普通徴収で納付していただく場合、１年の税額を３回に分けて納めていただきます。

納税通知書（第１期分）がお手元に届きましたら、納期限までに納めていただくようお願いします。

納 期 限　７月１日(月)
納付場所　占冠村役場会計室・トマム支所
旭川信用金庫・ふらの農業協同組合

問　総務課税務担当　☎　56 - 2121

税務職員募集のお知らせ

札幌国税局では、国税局や税務署において、税のスペシャリストとして活躍する税務職員を募集しています。採用試験の概要は次の通りです。

1　受験資格
・令和７年３月までに高等学校卒業見込みの者
・高等学校卒業後３年を経過していない者

2　申込方法
インターネットにより行ってください。
【専用アドレス】
https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html

3　申込受付期間
６月14日(金) 午前９時 ～６月26日(水)（受信有効）

4　第１次試験
９月１日(日)

問　札幌国税局人事第２課採用担当　☎　011 - 231 - 5011（内線2315）
富良野税務署総務課　☎　22 - 2144

一定面積以上の土地の取引をしたときは届け出が必要です

土地の売買・交換・営業譲渡など、一定面積以上の土地取引に係る契約をした場合には、国土利用計画法の規定によりその土地が所在する**"市町村"**に届け出が必要です。

【届け出の対象となる面積】
・都市計画区域外（占冠村が該当）　10,000㎡以上
・市街化区域以外の都市計画区域内　５,000㎡以上
・市街化区域　２,000㎡以上

【届け出が必要な方】
土地の権利取得者（買い主等）

【提出書類】　各３部
・土地売買等届出書
・土地売買等契約書の写し
・土地の位置を明らかにした縮尺１/50,000以上の地形図
・土地およびその付近の状況を明らかにした縮尺１/5,000以上の図面
・土地の形状を明らかにした図面
・委任状（代理人が届け出する場合）

【提出期限】
契約締結日から２週間以内

【罰則】
届け出をしなかったり、虚偽の届け出をした場合は法律で罰せられることがあります。

※土地売買等届出書の様式は、村のホームページからダウンロード可能です。

国土利用計画法　占冠村　検索

問　企画商工課企画担当(届け出先)　☎　56 - 2124

運転免許更新時講習会

会場：富良野市ふれあいセンター
富良野市春日町12番５号

■優良講習（30分）
◎６月５日(水)　13時～
◎６月13日(木)　13時～

■一般講習（１時間）
◎６月５日(水)　14時～
◎６月13日(木)　14時～

■違反講習（２時間）
◎６月10日(月)　13時～
◎６月24日(月)　13時～

※警察署等で更新手続きを終えていなければ、更新時講習は受講できません。

問　富良野警察署交通課　☎　22 - 0110

占冠村の放射線量の状況（５月分）

測定日　令和６年５月７日(火)
【単位：マイクロシーベルト毎時】

測定場所	測定時間	天候	測定値
中央小学校グランド	16時09分	雨	0.043
双民館グランド	15時57分	雨	0.059
占冠地域交流館グランド	15時41分	雨	0.049
占冠保育所グランド	15時48分	雨	0.039
トマム学校グランド	15時09分	雨	0.042
トマム保育所グランド	15時06分	雨	0.046

※北海道の空間放射線量率モニタリング結果（上川総合振興局 0.021～0.098）と比較して平常レベルと判断されます。
「北海道の空間放射量率モニタリング結果」は、下記のホームページで公開されています。
『環境放射線測定結果【北海道立衛生研究所】』
http://www.iph.pref.hokkaido.jp

問　総務課総務担当　☎　56 - 2121

「出水期」に備えましょう

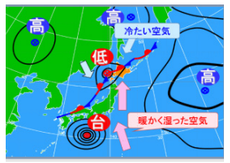

〈大雨になりやすい気圧配置〉

上川・留萌地方に停滞前線が居座るときは、災害級の大雨となる恐れがあります。旭川地方気象台では、大雨現象の的確な予測をはじめ、適時適切な警報発表や状況に即した気象解説により、防災関係機関と連携して地域の減災・防災に貢献したいと考えています。

また、こうした大雨時には避難行動を支援するために自治体から「警戒レベル」が発令されます。平時のうちにハザードマップなどで避難対策を進めておき、自治体から避難情報が発令された際には、キキクル（危険度分布）などを確認して危険度や避難の必要性を判断し、その時点での最善の行動により身の安全を確保しましょう。

※詳しくは旭川地方気象台のホームページをご確認ください。

旭川地方気象台　検索

問　旭川地方気象台　☎　0166 - 32 - 7102

お悔やみ申し上げます

字占冠　小野寺（おのでら）　直美（なおみ）さん（91歳）
令和６年３月16日ご逝去

字中央　平岡（ひらおか）　静雄（しずお）さん（68歳）
令和６年４月１日ご逝去

字中央　馬瀬戸（ませど）　貞雄（さだお）さん（88歳）
令和６年４月２日ご逝去

生活・仕事相談会を開催します

日　時　令和６年６月26日(水)
①10時00分～10時50分
②11時00分～11時50分
場　所　占冠村役場
対象者　生活の中で「どうしたらよいか分からない」ことがある方
申　込　６月25日(火)の午後３時までに
電話、FAX、メールで予約してください。
相談料　無料

問　自立相談支援事業所「かみかわ生活あんしんセンター」
☎　0166 - 38 - 8800　FAX　0166 - 33 - 0021
メール　anshin@kamikawa19.hokkaido.jp

６月は外国人雇用啓発月間

国内で就労している外国人は多数おりますが、その就労状況を見ると、社会保険等の未加入や適正な労働条件が確保されていない等の問題が散見されます。

このような状況を踏まえ、外国人を雇い入れる際は、次の３点をご確認いただくとともに、ルールを守って適正に雇用するようお願いします。

①　就労が認められる在留資格であること。
②　雇い入れ・離職の際は、それぞれハローワークに届け出を行うこと。
③　労働保険・社会保険等の加入をはじめ適正な雇用管理を行うこと。

問　ハローワーク富良野　☎　23 - 4121
旭川労働基準監督署　☎　0166 - 99 - 4703
（総合労働相談コーナー）

村営住宅等入居者募集のご案内

募集団地	受付期限６月17日(月)

●中央地区　２戸
○中央団地　２ＬＤＫ　**１戸**
３ＬＤＫ　**１戸**

■入 居 資 格
次の条件を満たす方が申し込むことができます。
●占冠村にお住まいの方、村外から移住される方
●月収が15万8,000円以下の方
（例えば、給与収入者で扶養家族がある場合、源泉徴収票の給与所得控除後の金額から同居扶養控除等の金額を引き、残りの額を12カ月で割った金額が15万8,000円以下の方）
※敷金の納入が必要です。
※連帯保証人が２人必要です。
★入居者と同等以上の収入のある方

■家　　賃　入居される世帯の収入等に応じて決定されます。
■入居可能日　概ね７月１日(月)
■入 居 決 定　入居者選考委員会の審査によります。
■申込受付場所　建設課建築担当
トマム支所
■お問い合わせ　建設課建築担当　☎　56 - 2172

地域とともに

コミュニティ・スクール情報
～占冠中学校～

問　教育委員会学校教育担当　☎　56 - 2182

全校生徒９人のスタート

４月５日に入学式が行われました。新たに２人の新入生が加わり全校生徒は９人となりました。全校生徒が10人を下回るのは開校以降初めてです。生徒数の減少により、教職員の定数も昨年度より大幅に減りました。そうした状況ですが、生徒は元気に頑張っています。

2人の新入生を迎えました。

４月の生徒会活動と小中合同運動会に向けて

生徒会入会式では、新入生に対して優しく、分かりやすく、面白く伝える先輩の姿がありました。生徒会では、今年から文化委員会が村内のごみ拾いを行っています。また、安全教室では通学路の危険箇所についてグループで話し合い、全体交流を行いました。その様子を見ていた駐在所長の住田さんから、積極的に発言する生徒の様子を褒めていただきました。

現在、６月１日に行われる小中合同運動会に向けて、小学生をリードする姿があります。１学期が始まったばかりですが、生徒自身が考え、意欲的にさまざまな活動に取り組む姿勢が本校生徒の特徴です。

生徒会入会式

村内のごみ拾い。生徒会活動の一環として実施

探究する生徒へ

本年度の本校教育重点を「進んで探究する生徒の育成」に設定しました。生徒自身が探究課題を設定し、限られた時間内で探究し発表する学びを重視しています。北海道大学とのふるさと教育推進授業やコミュニティースクール議会と連携する活動を一層充実させ、生徒たちが生涯を通じて探究する喜びを見いだせるよう努めます。将来、地域に貢献する人材の育成を願っています。今年度も、保護者の皆さまをはじめ地域の皆さまに、本校の教育に対するご理解とご協力をお願い申し上げます。

こちら駐在所です

問　占冠駐在所
☎　56 - 2110

不法就労・不法滞在防止のための理解と協力の確保

～ 忍び寄る犯罪組織の国際化　あなたの目が街を守る ～

国内企業等における深刻な人手不足や外国人技能実習制度の活用による外国人雇用の増加に伴う来日が予想されることから、一部の外国人による不法就労や不法滞在などの犯罪増加が懸念されます。

在留カードを偽造して不法就労したり、在留資格を不正に取得することを目的として偽装結婚をするなど、その手口は悪質・巧妙化しており、このような犯罪に国際的な犯罪組織が関与していることもうかがわれます。

地域の安全を妨げる国際犯罪組織の暗躍を防止するためには、警察や関係機関のみならず、道民の皆さんのご協力が欠かせません。どんなささいなことでも構いませんので、「おかしいな？」と思ったら、警察に通報してください。

火災・救急・救助　119

消防瓦版纏（まとい）

No.428

問　富良野広域連合富良野消防署占冠支署
☎　56 - 2119

占冠消防団 新入団員のご紹介

令和６年４月１日より占冠消防団が新体制となりました。新たに３人の新入団員が加わりましたのでご紹介いたします。

第１分団　荒　哲平（あら　てっぺい）

昨年７月に夫婦で移住してきました。いつも親切にしてくださる占冠の皆さまのお役に立てるよう、訓練に励みたいと思います。これからどうぞよろしくお願いいたします。

第１分団　荒　映子（あら　ようこ）

このたび、第１分団に入団した荒映子です。人も自然も魅力たっぷりの占冠村で、少しでも地域防災・防火のお手伝いができればうれしいです。どうぞよろしくお願いいたします。

第２分団　江頭　一馬（えとう　かずま）

今年度より第２分団に入団しました江頭です。毎月行われる消防団訓練にできるだけ参加し、消火などの活動内容を把握し、災害時や地域防災のために貢献できるよう努力していきます。

救急出場状況
（４月分）

急　　病	１件（１人）
転院搬送	１件（１人）
４月計	２件（２人）
累　計	97件（84人）

※（　）内は搬送人員

消防団員を随時募集中です！
あなたも地域を守るヒーローになりませんか？

野生動物対策の状況

問　農林課林業振興室
野生鳥獣専門員
☎　56 - 2174

エゾシカ

４月のシカ駆除は 57 頭で、同月値としては過去最高となりました。５月もほぼ同じペースですが、後半にかけてやや減速気味です。

シカたちの様子を見ると、少しずつ換毛が進んでいるほか、母親から離れた１歳子の姿が目立ちます。今期の出産が始まる母親のそばには居づらいのでしょうか。それとももう母親はいないのでしょうか。しょんぼりと心細そうに見えたり、のびのびと楽しげに見えたり。人にも似て、心に馴染むものがありますね。

首筋から夏毛に
（双珠別　６月初旬）

ヒグマ

５月下旬には、道路、農地等での出現が散見されていますが、特段の対応を行う事案はなく平穏に経過しています。詳細は折り込み資料をご覧ください。

例年の傾向では、これから夏に向かって次第に住宅周りなどの出現が増え、また農作物の食害も予想されます。昨年は、人から逃げないだけでなく、人に接近を図る個体も出現しました。今後、本村で暮らす私たちは、まずは人身被害を受けぬよう、いっそうの注意を払わなければなりません。

村の対応として、捕獲許可要件は当面これまでと同じですが、柵や追い払いの効果も限定的であることから、より早い段階で捕獲を決断すべきかと考えています。とはいえ、見つけ次第に無差別に捕獲するのでなく、また捕獲を企図しても成功するとは限りませんので、捕獲以外のさまざまな努力も引き続き必要となります。専門員ができるだけ早くに現場に入り、判断と対処をできるよう心掛けてまいります。

足跡の計測（占川５月）

この６月には村の担当部署と駐在所とで、ヒグマの市街地侵入に備えた対応訓練を企画しています。こちらも詳細は折り込み資料をご覧ください。

空き家・空き地の情報を募集しています！

～空き家バンクへのご登録を～

占冠村への移住・定住を促進することを目的として、空き家や空き地の情報を提供する「空き家バンク制度」があります。

空き家バンクとは、村にご登録いただいた空き家等の情報をホームページ等で紹介することで、空き家等を「売り（貸し）たい人」と「買い（借り）たい人」を結び付ける仕組みです。

村内に所有している住宅や土地で、売却または賃貸をご希望される物件（右記の登録対象物件に該当する物件）がある場合は、空き家バンクへのご登録をお願いします。

登録対象物件

①現に居住その他の使用がなされていない住宅、店舗等およびその敷地
（近く、使用されなくなる予定のものを含む）

②住宅、店舗等の建築に適当な面積を有する更地
（近く、更地になる予定のものを含む）

空き家バンク制度の仕組み

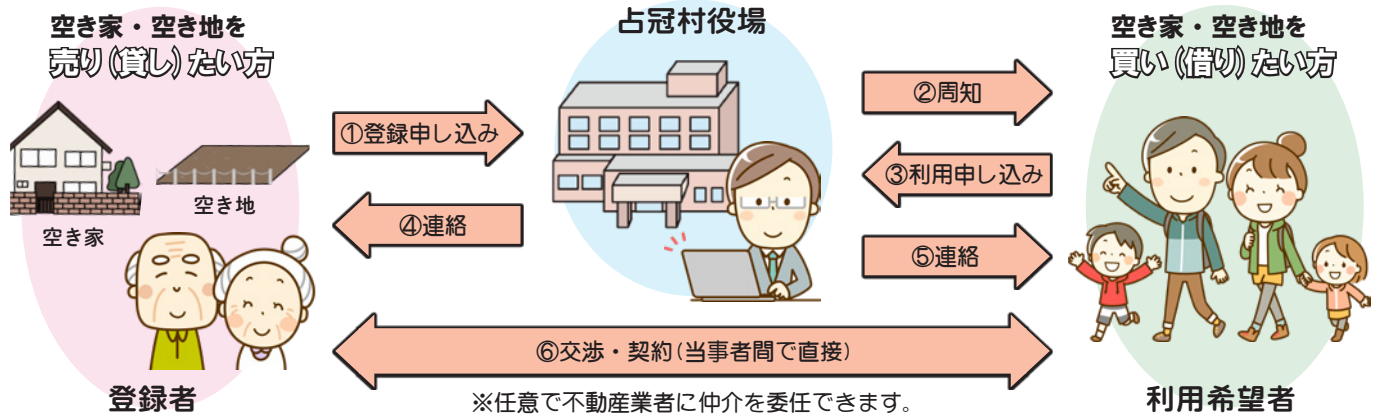

※任意で不動産業者に仲介を委任できます。

空き家バンク制度の詳細は村のホームページでご確認ください。
実施要綱や登録申込書などの各種書類もダウンロード可能です。
その他ご不明点は担当にお問い合わせください。

問　企画商工課企画担当　☎　56 - 2124

詳しくは村HPをチェック!!

占冠村　空き家バンク　検索

広報からのお知らせ

各行事等では広報の取材・写真撮影をさせていただいています。

広報への掲載をご承諾いただけない場合は、その場でお申し出いただくか担当までご連絡ください。広報紙に関する情報・意見・要望もお待ちしております。

編集後記

5月11日(土)に行われた公民館事業「双珠別を味わおう！お花見ウォーキング」に取材で同行しました。車では何度か通ったことのある道でしたが、道端に自生する数々の山野草や双珠別開拓の記念碑など、ゆっくりと歩くことで今まで見えてこなかった景色が目に留まり、ささやかな感動を覚えました。休日は村外に出かけることが多いという方も、たまには村に留まって周辺を散策してみてはいかがでしょうか？いろいろな発見があって面白いですよ。（大谷）

自然体感占冠
Shimukappu/Hokkaido

■人口・世帯数（４月末住民基本台帳登録数）

人口	男	女	世帯数
1,366人(-130)	712人(-81)	654人(-49)	946(-126)

《うち外国人の人数　340人》

中央	占冠	双珠別	トマム	出生	死亡	転入	転出
636人	74人	40人	616人	1人	2人	75人	193人

広報しむかっぷは、震災復興型カーボンオフセット用紙を使用し、CO_2削減事業ならびに東北経済復興を応援しています。

発行／占冠村　編集／企画商工課　印刷／㈱総北海
〒079-2201　北海道勇払郡占冠村字中央　☎ 0167-56-2124　FAX 0167-56-2184
占冠村ではホームページを開設しています。アドレスhttps://www.vill.shimukappu.lg.jp